

Title	18世紀イスタンブールの公衆浴場における「釜場の住人」
Sub Title	The "furnace dwellers" of the public baths in eighteenth-century Istanbul
Author	藤木, 健二 (Fujiki, Kenji)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2024
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.55 (2024. 3) ,p.321- 331
JaLC DOI	10.14991/005.00000055-0321
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000055-0321

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

18世紀イスタンブルの公衆浴場における 「釜場の住人」

藤 木 健 二

はじめに

オスマン朝末期の著述家アブデュルアズィーズ・ベイ‘Abdül‘azîz Bey (1918年没)が「古き慣習と儀礼‘Âdât ve Merâsim-i Kadîme」及び「オスマン朝臣民の言語表現と振る舞いTa‘birât ve Mu‘âmelât-ı Kavmiyye-i ‘Osmâniyye」
と題して当時のイスタンブル社会を活写した14冊の手記には、公衆浴場(hammâm)の釜場(külhan, kûlhân)を寝床とする身寄りのない子供たちの様子を記した一節がある。その記述に拠れば、公衆浴場の経営者のなかには、孤児や育児放棄・虐待などを受けた子供たちを釜場に受け入れる者がおり、冬の間、厳しい寒さを凌ぐためにそこで過ごすことを許していた。キュルハンベイ(külhanbeyi)と呼ばれたこの子供たちは、古参が炉の近くで毛皮を敷いて眠り、新参は釜場の出入り口の近くで寝るといった固有の規則や慣習に従って生活し、薪の運搬や炉に残された灰の廃棄、釜場の清掃などの仕事を手伝うことで公衆浴場に報いた。祭日には近隣の住民から衣服や靴、余ったパンや食事などの施しを受けた¹。

こうした公衆浴場の慈善がいつ頃からイスタンブルで広くみられるようになったのかは現時点でわかっていないが²、少なくとも18世紀には身寄りのない子供を含む貧者・弱者に対して釜場を開放する公衆浴場が存在したことが従来の研究によって明らかにされてきた³。また、フランスの外交官フランソ

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第55号(2024) pp.321~331

ワ・ブークヴィルFrançois Pouqueville（1838年没）の旅行記を分析したA・ウィシュニツァーは、同世紀のイスタンブルにおいて無頼の類いや酔っ払いが公衆浴場の釜場を隠れ処として利用していた可能性を示した⁴。他方、18世紀イスタンブルでは、とりわけ1730年のパトロナ・ハリルの反乱以降、社会不安への懸念を強めた政府が住民管理や移民抑制を柱として社会統制の強化を図り、移民や浮浪者などの定職や保証人（kefil）を持たない独身男性（bekâr）を公共の秩序を乱す存在と見做して彼らの排斥を進めたが⁵、こうしたなかで釜場の住人も社会不安の要因とされ、彼らに対して都市からの追放や帝国造船所での強制労働などを科す旨の命令が発せられた事実も明らかにされた⁶。

このように18世紀イスタンブルでは貧者・弱者や無頼といった社会的な周縁者が公衆浴場の釜場を避難所や隠れ処として利用していたことが明らかにされつつあるが、誰がどの公衆浴場を如何なる理由で住処としたのかといった具体的な事例は示されてこなかった。こうした具体的な事例を史料記述から明らかにし、丁寧に検討を重ねていくことが現時点の最重要な課題といえよう。また、釜場の開放とその管理が釜場係（külhancı）や浴場経営者（hammâmcı）、同職組合の役員のいずれの裁量や責任によってなされたのかについても検討する必要があるだろう。これらに加えて、慈善的性格に目を向けるならば、貧者や弱者への釜場の開放は衣食住のうちの「住」を施す慈善として着目されるべきであろう⁷。無償の宿泊施設である隊商宿（hân）や宿泊所（tâbhâne）などと比較・検討することで「住」の慈善のあり方をめぐり理解を深めていくことが可能になると考えられる⁸。

こうした研究の現状と課題を踏まえ、本稿では18世紀イスタンブルの公衆浴場の釜場がもつ避難所や隠れ処としての役割について若干の考察を試みる。シャリーア法廷台帳や年代記の諸史料に依拠し、従来明らかにされてこなかった具体的な事例を紹介しつつ可能な限り検討していきたい。

(1) 主計局長アリー・エフェンディの逃走

修史官 (vak'anüvis) ラーシト・メフメト・エフェンディ Râşid Mehmed Efendi (1735年没) による年代記『ラーシト史 *Târih-i Râşid*』の「前大宰相の数人の従者の逮捕と没収 (habs ve müsâdere-i ba'z-ı etbâ'-ı sadra'zam-ı sâbık)」と題する1702/03年 (イスラーム暦1114年) の記事には、逃亡を図る政府高官が公衆浴場の釜場に身を隠した事実が記されている⁹。この前大宰相とは1697年から1702年までその職に就いたアムジャザーデ・ヒュセイン・パシャ Amcazâde Hüseyin Paşaである。1702年に死去した彼の遺産 (muhallefât) は政府による没収の対象とされ、その実態調査と目録の作成が第一厩舎長 (mîr-âhûr-ı evvel) ユースフ・パシャ Yûsuf Paşaの下で実施された¹⁰。

この調査の結果、アムジャザーデ・ヒュセイン・パシャが死の直前、姉妹ないし伯母・叔母の夫 (enişte) にあたる主計局長 (başmuhâsebeci) アリー・エフェンディ 'Alî Efendiに100ケセ (500万アクチュ) の現金を預けていたことが判明した。この事実を認めたアリー・エフェンディは、そのうち45ケセ (225万アクチュ) をすでに消費しており、残りの55ケセ (275万アクチュ) を返還すると申し出たが、政府はこれを認めず、彼の逮捕 (habs) と全額の徴収 (tahsîl) を命じる命令 (fermân) を下した。チャヴシュ (çavuş) らによって拘束され、自身の部屋 (oda) で手持ちの現金が調査されると、「長く不安に苛まれた状態 (istîlâ-ı evhâm-ı dûr-â-dûr)」に陥ったアリー・エフェンディは浄め (âbdest almak) の口実で退室した。監視の目を逃れた彼は便所のガラス (kademhâne câmi) を破り、そこから身を投げ出して逃走したが、足を負傷したために止むなくアブドゥッラー浴場 'Abdullâh hammâmıの釜場に身を隠したのであった¹¹。

『ラーシト史』にはこの記述に続いて「知らせ (haber) が届き、再び逮捕・拘束 (ahz ve kabz) された」とあることから、アリー・エフェンディの釜場への潜伏はごく短期間であったと推察される。また、アブドゥッラー浴場の所在は現時点で明らかでないが¹²、いずれにせよ主計局長の地位にある人物が当面の隠れ処として公衆浴場の釜場を選択したことは興味深い事実と

いえよう。貧者・弱者などの社会的な周縁者だけでなく、政府高官のなかにも公衆浴場の釜場が避難所や隠れ処になり得ると認識し、実際に身を隠す者がいたのである。

(2) ヴェデル村住民の紛争

バーブ法廷第127台帳には、アナトリア東部のディヴリー・カザー Divriği kazâsıに属するヴェデルVeder村からイスタンブルに移住したムラトMurat v. Nakofiという名のズインミーを当事者とする紛争の記録がある¹³。1721年10月15日（イスラーム暦1133年ズー・アル=ヒッジャ月23日）の日付が付されたこの記録によれば、このムラトはヴェデル村のケトヒュダー（kethüdâ）職¹⁴を12年に亘って務めた後、イスタンブルに移住して3年間居住し、この紛争が起きた当時はイスタンブル市壁内にあるヴァーリデ浴場Vâlîde hammâmıに一時的に（misâfireten）滞在していた。ムラトと共に法廷に現れたヴェデル村の住民であるハジャデルHacader v. Melkon、ヤナルキズYanarkiz v. Agya、アヴァクAvak v. Baron、シャリクŞarik v. Abraham、ムラトMurat v. Murat、ミカイルMikail v. Kirkorの6人のズインミーは、前述のムラトが彼らを不当に役人（ehl-i ‘örf）に密告（gamz）し、処罰（tecrîm）させたほか、彼らの支払う税（tekâlîf）を値上げしたと訴えた。この訴えを受け、ムラトは以後、自身と二人の息子であるキルコルKirkorとナコンNakonがヴェデル村とその住民に干渉（müdâhale）しないことを約束（ta‘ahhüd）し、もしそれに背いた場合は前述の税のために1,000クルシュ（12万アクチュ）を支払うとした。ムラトの約束を聞き入れた村の住民は訴えを取り下げ、両者は和解したのであった。

ムラトが一時的に滞在したヴァーリデ浴場とは、イスタンブル市壁内の中心部、ディーヴァーン通りDivân yolu沿いに位置するチェンベルリタシュ浴場Çemberlitaş hammâmıであると考えられる。スルタン・ムラト3世（在位1574-95年）の母ヌールバーヌー Nûrbânû（1583年没）によるワクフの財源として1584年頃に建設されたことから、この浴場は「母后（ヴァーリデ）の

浴場」とも呼ばれたのである¹⁵。18世紀半ばのチェンベルリタシュ浴場は、少なくとも58人の男性接客係 (tellâk, nâtr) が働くほどの規模を誇り、同じく市壁内中心部に位置するタフタカレ浴場Tahte'l-kal'a hammâmîやマフムト・パシヤ浴場Mahmûd Paşa hammâmîと並ぶイスタンブルの一大浴場であった¹⁶。

ケトヒュダーの12年に亘る在職を経てイスタンブルに3年間居住したムラトが、敢えて公衆浴場の釜場に滞在していた理由はこの法廷記録に記されていない。災害による住居の喪失といった可能性も考えられるが、法廷記録には「[村の住民が] 私に干渉している」というムラトの主張が記されていることから、彼が村の住民による訴えから逃れるために人の往来が盛んな市壁内中心部のチェンベルリタシュ浴場に身を隠したと推察することも現時点で不可能ではないように思われる。

(3) 釜場での盗難をめぐる訴え

ルメリ・サダーレト法廷第272台帳には、釜場での盗難に関する1758年7月23日（イスラーム暦1171年ズー・アル＝カアダ月17日）付の記録がある¹⁷。それによると、トプカプ浴場Topkapısı hammâmîの釜場に住むアリー・Alî b. Hüseyinが法廷に現れ、10日前の夜、この浴場の釜場で寝ていたところ、傍らに置いていた22クルシュ(2,640アクチェ)相当の金貨 (zer-i mahbûb) が釜場係 (külhancı) であるアスランAslanという名のズインミーによって奪われたと主張し、アスランに対して金貨の返却を要求した。アスランがこの訴えを否認 (inkâr) すると、裁判官はアリーの陳述が不十分であるとして訴えを棄却し、アリーに対して以後「真実を伝える証人 (beyyine-i 'âdile)」を立てずに「根拠のない紛争 (bî-vech mu'âraza)」を起こすことを禁止 (men') する裁定を下した。

市壁内の西部に位置するトプカプ浴場は、スルタン・メフメト4世（在位1648-87年）の母ハティージェ・トゥルハンHadîce Turhân（1683年没）によるワクフの財源として建設され、ハティージェ・スルタン浴場Hadîce sultan

hammâmîとも呼ばれた¹⁸。特定の曜日や時間に応じて男女が交代で使用するクシュルク (kuşluk)¹⁹であり、1732年の公衆浴場調査台帳に拠ればその従業員は僅かに3人であったことから²⁰比較的小規模な浴場であったと考えられる。また、火曜日と土曜日の女性の利用を非ムスリムに限定し、それ以外の日をムスリムのみとすることもあった²¹。

公衆浴場の釜場において自身の傍らに高価な金貨を置いたまま就寝したとするアリーの陳述は少なからず不自然であり、信憑性に欠けるように思われるが、少なくともアリーがトプカプ浴場の釜場に寝泊まりしていたことは事実とみてよいだろう。またこの事例では、公衆浴場での盗難をめぐる訴えであるにも拘わらず、公衆浴場の同職組合の関係者や当該浴場の経営者 (hammâmçı) たちによる出廷の形跡が法廷記録に一切みられないことを指摘しておきたい。このことは当該浴場の釜場を部外者に開放することに同職組合や浴場経営者が関与していなかった可能性を間接的に示していると考えられるのである。これに加えて、浴室への給湯を担う釜場係をズインミーが務めていた事実にも着目すべきであろう。少なくとも1735年のエユブ地区に存在した10件の公衆浴場のうち7件においてズインミーが釜場係であったことをS・ヨリュクが明らかにしており²²、今後はイスタンブル全体に対象を広げてその実態解明を進める必要がある。

(4) イスタンブル法廷のカーディーに宛てた命令

イスタンブル法廷第65台帳には、1790年7月22日 (イスラーム暦1204年ズー・アル=カアダ月10日) 付の命令 (buyuruldu) の写しが記録されている²³。そこではまず、老齢や病弱 (ihtiyâr [ve] 'alîl) であることから何ら生計を立てる力 (kâr ve kesb kudreti) を持たない貧者 (fukarâ) や、健全 (sağlam) な手足や視覚を持ち、働く力 (işe güce kudretleri) があるにも拘わらず物乞い (sâ'illik) で生計を立てる厄介者 (mu'accizler)、釜場を住処とするキュルハニーの集団 (külhani tâ'ifesi)、エジプトMısırから来て放浪・徘徊 (der-beder [ve] serseri [ve] geşt ve güzâr) する「エジプトの農民の類い (fellâh makûleleri)」

といった者たちが、市場や街区の間 (esvâk ve mahallât araları) を徘徊し、住民 (‘ibâdullâh) を悩ませていることが指摘される。これに続いて、前述のキュルハニーが釜場を住処とすることを禁止 (men‘ ve tahzîr) するとともに、彼らのうちで労働が可能な者を帝国造船所 (Tersâne-i ‘âmire) に送還 (irsâl) して賃金労働 (ücretiyle iş etmek) に従事させることを命じる勅令 (fermân-ı ‘âlî) がセクバン長官 (sekbânbaşı ağa) に宛てて発布された事実而言及しつつ、イスタンブル法廷のカーディーニに対して「必要な者への警告 (tenbih) と確認 (te’kid)」を注意深く行うように命じているのである。

先述のとおり、18世紀イスタンブルでは釜場の住人に対して都市からの追放や帝国造船所での強制労働などを科す政策が進められたが、この命令はそうした政策の一環として発せられたと考えられる²⁴。その記述でまず注目すべきは、冒頭において貧しい老人や病弱者、物乞い²⁵、釜場に住む者、エジプトの農民のように住民を悩ませている者たちを列挙している点であろう。政府は移民や浮浪者などの独身男性を公共の秩序を乱す存在と見做したが、この記述はそうした政府の見方を具体的に示していると考えられるのである。

釜場をめぐる記述についていえば、その住人を「キュルハニーの集団」と呼んでいることが重要であろう。このキュルハニーが具体的に如何なる者であったかは記されていないが、こうした呼称の存在から少なくとも18世紀末のイスタンブルにおいて釜場を住処とする者が決して珍しくなかったとみることはできよう。また、釜場の住人が排斥の対象とされたことや、釜場での居住を禁じ、労働が可能な者を帝国造船所で労働に従事させることが明瞭に記されていることも指摘しておきたい²⁶。

おわりに

以上、本稿では18世紀イスタンブルの公衆浴場の釜場に着眼し、その避難所や隠れ処としての役割について、これまでに明らかにされてこなかった具体的事例を紹介しつつ若干の検討を試みた。本稿で取り上げた事例から得ら

れる情報は断片的・限定的であり、今後も更なる事例の蓄積が必要であるが、少なくともここまでの検討から以下の点を指摘することは可能であろう。主計局長の逃走やヴェデル村住民の紛争に関する事例をみる限り、釜場は貧者・弱者や無頼といった社会的周縁者が身を寄せる場であっただけでなく、彼らと対照的な主計局長や村のケトヒュダーといった者たちの隠れ処や住処ともなり得た。トプカプ浴場の釜場の盗難をめぐる事例では同職組合の関係者や浴場経営者たちの姿が観察されなかったが、このことは釜場の開放が誰の裁量や責任によってなされたのかを今後検討していくうえで重要であろう。1790年付のイスタンブル法廷のカーディーに宛てた命令では、釜場の住人を排斥の対象とし、帝国造船所で労働に従事させることが明記された。また、そこでは釜場の住人をキュルハニーと呼んでおり、こうした呼称の存在は釜場の避難所や隠れ処としての利用がある程度一般的であったことを示していると考えられる。

注

- 1 Abdülaziz Bey, Kâzım Arısan and Duygu Arısan Günay (eds.), *Osmanlı Âdet, Merasim ve Tabirleri: Âdât ve Merasim-i Kadime, Tabirât ve Muamelât-ı Kavmiye-i Osmaniye*, İstanbul: Tarih Vakfı Yurt Yayınları, 1995, pp. 324–325. キュルハンベイについては、Ebru Boyar and Kate Fleet, *A Social History of Ottoman Istanbul*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2010, pp. 253–254; Avner Wishnitzer, *As Night Falls: Eighteenth-Century Ottoman Cities After Dark*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2021, pp. 37–38; Uğur Göktaş, “Külhanbeyleri,” in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 5, Ankara; İstanbul: Kültür Bakanlığı; Tarih Vakfı, 1994, p. 164; Mehmet Zeki Pakalın, *Osmanlı Tarih Deyimleri ve Terimleri Sözlüğü*, vol. 2, İstanbul: Millî Eğitim Basımevi, 1971, pp. 339–340; 永田雄三「トルコのやくざ」板垣雄三・後藤明（編）『事典イスラームの都市性』亜紀書房、1992年、351–352頁も参照のこと。なお、釜場の一般的な構造と給湯の仕組みについては、一先ずNina Macaraig, *Çemberlitaş Hamamı in Istanbul: The Biographical Memoir of a Turkish Bath*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2019, pp. 88–89を参照のこと。
- 2 慈善的な釜場の開放ではないが、部外者が無断で釜場を住処としたとする記述は1563年8月上旬（イスラーム暦970年ズー・アル＝ヒッジャ月月中旬）のウスキュダル法廷記録に見出される。それに拠れば、ムスタファ Mustafâ という名の仕立屋 (terzi) がアンドリヤ Andriya v. Duka とヨルギ Yorgi v. Kosta という2人の若いキリス

- ト教徒を唆し、ウスキュダルにある使用されていない釜場に住まわせていた (Rifat Günalan (ed.), *İstanbul Kadı Sicilleri Üsküdar Mahkemesi 26 Numaralı Sicil (H.970–971/M.1562–1563)*, İstanbul: İSAM Yayınları, 2010, pp. 89–90; Suraiya Faroqhi, “‘Just Passing Through’: Travellers and Sojourners in Mid-Sixteenth-Century Üsküdar,” in id., *Travel and Artisans in the Ottoman Empire: Employment and Mobility in the Early Modern Era*, London; New York: I.B. Tauris, 2014, p. 120)。また、15世紀後半頃の人物と推定されるメルズイフォンMerzifonの聖者ピーリー・ババPiri Babaの聖者伝 (menâkıb-nâme, velâyet-nâme) には、この聖者が同地にあるエスキ浴場Eski hammâmの釜場を住処としたとする記述がある (Suraiya Faroqhi, “The Life Story of an Urban Saint in the Ottoman Empire: Piri Baba of Merzifon,” *Tarih Dergisi*, 32 (1979), pp. 662–663)。
- 3 Boyar and Fleet, *A Social History of Ottoman Istanbul*, pp. 253–254; Wishnitzer, *As Night Falls*, pp. 37–38.
 - 4 Wishnitzer, *As Night Falls*, p. 38. なお、ウイシユニッツァーやO・N・エルギンは、夜間に灯を携帯せずに外出する者や飲酒を繰り返すスリムなどが公衆浴場の釜場に連行・拘束され、そこで朝まで過酷な労働に従事させられたと指摘しているが、少なくとも18世紀についていえば、その実証性には検討の余地があるように思われる (Wishnitzer, *As Night Falls*, p. 64; ‘Osmân Nûri Ergin, *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, vol. 1, İstanbul: Matba‘a-ı ‘Osmâniyye, 1922, p. 964)。
 - 5 Betül Başaran, *Selim III, Social Control and Policing in Istanbul at the End of the Eighteenth Century: Between Crisis and Order*, Leiden; Boston: Brill, 2014, pp. 13–15, 33–40.
 - 6 M. Münir Aktepe, “XVIII. Asrın İlk Yarısında İstanbul’un Nüfus Mes’elesine Dâir Bâzi Vesikalar,” *Tarih Dergisi*, 9/ 13 (1958), p. 18; Enver Ziya Karal, *Selim III’ün Hat-ı Hümayunları: Nizam-ı Cedit, 1789–1807*, Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi, 1988, p. 96.
 - 7 近世オスマン帝国都市の慈善・救貧史に関する従来の研究では、「衣・食」に比して「住」の慈善が看過される傾向にあった。その研究動向と課題については、拙稿「近世オスマン帝国都市の慈善と救貧 (シンポジウム「環地中海都市の慈善と救貧—中世から近世へ—)」『史学』第87巻3号 (2018年), 141–148頁を参照されたい。
 - 8 宿泊所との類似性を指摘した研究にErgin, *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, vol. 1, p. 1199がある。
 - 9 Râşid Mehmed Efendi and Çelebizâde İsmâil Âsım Efendi, Abdürkadir Özcan, Yunus Uğur et al. (eds.), *Târih-i Râşid ve Zeyli: Râşid Mehmed Efendi ve Çelebizâde İsmâil Âsım Efendi (1071–1141/1660–1729)*, vol. 1, İstanbul: Klasik, 2013, p. 616; Mehmed Râşid, *Târih-i Râşid*, vol. 2, İstanbul: Matba‘a-ı ‘âmire, H.1282, p. 544.
 - 10 Murat Yıldız, “Bir Osmanlı Veziriazamının Mal Varlığı: Amcazâde Hüseyin Paşa’nın Muhallefati,” *Türk Kültürü İncelemeleri Dergisi*, 26 (2012), p. 75.

- 11 この事件についてはYıldız, “Bir Osmanlı Veziriazamının Mal Varlığı,” p. 79も参照のこと。
- 12 イスタンブル市壁内外の公衆浴場を網羅したM・N・ハスカンの研究のほか、1731年から1766年までに作成されたイスタンブルの公衆浴場に関する一連の調査台帳を分析したA・ヤシヤルの研究からもアブドゥッラーの名を持つ公衆浴場の存在は確認できない (Mehmet Nermi Haskan, *İstanbul Hamamları*, İstanbul: Türkiye Turing ve Otomobil Kurumu, 1995; Ahmet Yaşar, “İstanbul Hamamları 1731–1766,” in Feridun M. Emecen, Ali Akyıldız and Emrah Safa Gürkan (eds.), *Osmanlı İstanbulu II: II. Uluslararası Osmanlı İstanbulu Sempozyumu, Bildiriler*, İstanbul: İstanbul 29 Mayıs Üniversitesi Yayınları, 2014, pp. 553–585; id., “1766 Tarihli Bir Hamam Defterine Göre İstanbul Vakıf Hamamları,” *Vakıflar Dergisi*, 53 (2020), pp. 67–99)。
- 13 Bab Mahkemesi Şer‘iye Sicilleri, no. 127, fol. 5B, d. 23 Z 1133 (Oct. 15, 1721). 本稿ではトルコ宗教財団イスラーム研究所Türkiye Diyanet Vakfı İslam Araştırmaları Merkeziの所蔵するマイクロフィッシュを参照した。
- 14 村の纏め役であり、当局との仲介役でもあった「村のケトヒュダー (köy kethüdâsı)」については、Pakalın, *Osmanlı Tarih Deyimleri ve Terimleri Sözlüğü*, vol. 2, p. 305; Mustafa Akdağ, *Türkiye'nin İktisadî ve İçtimai Tarihi*, vol. 2, Ankara: Barış, 1999, p. 36; İsmail Arslan, “XIX. Yüzyılda Osmanlı İmparatorluğu'nda İmamlar Muhtarlar ve Köylüler: Balıkesir Örneği,” *Uludağ Üniversitesi Fen-Edebiyat Fakültesi Sosyal Bilimler Dergisi*, 8/13 (2007), p. 238を参照のこと。
- 15 Semavi Eyice, “Çemberlitaş Hamamı,” in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 8, İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi Genel Müdürlüğü, 1993, pp. 266–268; Macaraig, *Çemberlitaş Hamamı in Istanbul*, pp. 73–90; Haskan, *İstanbul Hamamları*, pp. 97–102. スールバーヌーのワクフについては、拙稿「近世イスタンブルと母后スールバーヌー：ヴァーリデ複合施設の成立」神崎忠昭・長谷部史彦（編著）『地中海圏都市の活力と変貌』慶應義塾大学文学部，2021年，197–211頁を参照されたい。
- 16 Macaraig, *Çemberlitaş Hamamı in Istanbul*, p. 94.
- 17 Rumeli Sadâreti Mahkemesi Şer‘iye Sicil Defterleri, no. 272, fol. 58B, d. 17 Za 1171 (Jul. 23, 1758). 先述のイスラーム研究所によるウェブサイト「イスタンブル法廷台帳 İstanbul Kadı Sicilleri」にて公開されている原本のデジタル画像とラテン文字転写を参照した (<http://www.kadisicilleri.org/arascl/ayrmetin.php?idno=42409>)。なお、ルメリとアナトリアの両カザスケルの邸宅において彼らやその配下 (kazasker şerî'atçısı) が裁判を行うサダーレト法廷については、Mehmet İpsirli, “Osmanlı Devleti'nde Kazaskerlik (XVII. Yüzyıla Kadar),” *Belleten*, 61/232 (1997), pp. 696–697; Mustafa Şentop, *Osmanlı Yargı Sistemi ve Kazaskerlik*, İstanbul: Klasik, 2005, pp. 135–147を参照のこと。
- 18 Yaşar, “İstanbul Hamamları: 1731–1766,” pp. 564, 570, 580. ただし管見の限り、当該ワクフの設定文書 (vakfiyye) にトプカブ浴場を財源とする記述はみられず、関

- 連する先行研究においてもこの浴場は言及されていない (H. Ahmet Arslantürk (ed.), *Turhan Valide Sultan Vakfiyesi*, İstanbul: Okur Kitaplığı, 2012; Leslie P. Peirce, *The Imperial Harem: Women and Sovereignty in the Ottoman Empire*, New York; Oxford: Oxford University Press, 1993; Lucienne Thys-Şenocak, *Ottoman Women Builders: The Architectural Patronage of Hadice Turhan Sultan*, Aldershot: Ashgate, 2006)。
- 19 Yaşar, “İstanbul Hamamları: 1731–1766,” p. 580. 男性用と女性用の浴室を別々に備えた浴場をチフテ (çifte) と呼び、これに対して一式の浴室に限られた浴場をテク (tek) と呼ぶ。テクは男性専用であることが多かったが、特定の曜日や時間に応じて男女が交代で使用する浴場も存在し、それらをクシュルクと呼ぶ (Saim Yörük, “XVIII. Yüzyıl Eyüp Kazası Hamamları ve Hamam Çalışanlarının Demografik Yapısı,” *Bellekten*, 80/289 (2016), p. 824; Haskan, *İstanbul Hamamları*, p. 7)。
 - 20 Türkiye Cumhuriyeti Cumhurbaşkanlığı Devlet Arşivleri Başkanlığı, Osmanlı Arşivi (以下BOAと略記), EV.HMH.d. 3496.
 - 21 Madoka Morita, “From Confusion to Tranquility: Public Space and Re-Demarcating Social Boundaries in Istanbul (1730–54),” in Hidemitsu Kuroki (ed.), *Human Mobility and Multiethnic Coexistence in Middle Eastern Urban Societies 2: Tehran, Cairo, Istanbul, Aleppo, and Beirut*, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultres of Asia and Africa (ILCAA), Tokyo University of Foreign Studies, 2018, p. 73.
 - 22 Yörük, “XVIII. Yüzyıl Eyüp Kazası Hamamları,” p. 848.
 - 23 İstanbul Mahkemesi Şer’iye Sicil Defterleri, no. 65, fol. 84B, d. 10 Za 1204 (Jul. 22, 1790). 先述のバープ法廷台帳と同様、イスラーム研究所所蔵のマイクロフィッシュを参照した。
 - 24 この命令と類似する内容を持つセリム3世 (在位1789–1807年) の宸筆 (hatt-ı hümayûn) にKaral, *Selim III’ün Hat-ı Hümayunları*, p. 96; BOA, HAT 9415があるが、それらの内容や本稿で取り上げた命令との関係をめぐる検討は今後の課題としたい。
 - 25 近世イスタンブルの物乞いについては、一先ず拙稿「近世オスマン帝国都市の慈善と救貧」148–151頁を参照されたい。
 - 26 近世の帝国造船所が投獄や強制労働の場として利用されたことについては、Fariba Zarinebaf, *Crime and Punishment in Istanbul 1700–1800*, Berkeley; Los Angeles; London: University of California Press, 2010, pp. 164–168, 170を参照のこと。

